

TOKYO Night & Light 広告取扱要綱

令和6年10月31日 6東プロ委第102号

(目的)

第1条 この要綱は、東京プロジェクションマッピング実行委員会(以下「実行委員会」という。)が実施する都庁舎プロジェクションマッピング「TOKYO Night & Light」における広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(表示場所)

第2条 広告の表示場所は、次のとおりとする。

東京都庁第一本庁舎 東側壁面(東京都新宿区西新宿二丁目8番1号)

(種類及び料金等)

第3条 広告の種類、表示期間及び料金は、別表第1のとおりとする。

2 東京都によるその施策に関連する広告については、前項の規定に関わらず、料金を無料とする。

(基本方針)

第4条 次の各号に掲げる基本方針に反するとき又はそのおそれがあるとき、実行委員会は広告の表示を許可しない。

- (1) 関係法令、関連規程及び業界の自主基準等を遵守していること
- (2) 公序良俗に反しないこと
- (3) 社会や都民の求める倫理観から乖離しないこと
- (4) 消費者保護の観点から適切な内容であること
- (5) 児童及び青少年保護の観点から適切な内容であること
- (6) 公共空間に表示する広告にふさわしい内容であること
- (7) 東京都及び実行委員会の業務に支障又は不利益を及ぼさないこと

2 前項各号についての細目は、実行委員会が別に定める。

(申請手続)

第5条 この要綱に基づく許可に当たっては、広告の表示を希望する者(以下「広告主」という。)は、広告表示許可申請書(別記様式1)を提出しなければならない。

(許可手続)

第6条 実行委員会は広告表示を許可する場合は、広告表示許可書(別記様式2)を速

やかに広告主に交付する。許可しない場合は、広告表示不許可書（別記様式3）を速やかに広告主に交付する。なお、許可後の申請の取下げは原則、認めない。

（申請等内容の変更）

第7条 第5条で定める申請後、申請書の内容に変更が生じた場合は、広告主は速やかにその変更内容を書面により届け出なければならない。

（表示の中止）

第8条 実行委員会は、事業上の必要があると認めるとき又はその他やむを得ない理由があると認めるときは、広告の表示期間中であっても、その表示等を中止することができる。

（広告料金の納入）

第9条 広告主は、広告料金について、表示の開始前までに実行委員会に納入しなければならない。なお、広告料金が納入されない場合、実行委員会は督促をした上で、当初の納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、滞納金額に規定の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して徴収することができる。

（広告料金の返金）

第10条 納入された広告料金は、次の各号に掲げる場合を除き、原則返金しないものとする。なお、いずれの場合も納入された広告料の範囲で対応を行う。

（1）広告の表示回数が申請時の予定表示回数の80パーセントに満たなかった場合。
この場合、実行委員会は表示できなかった回数分の広告料を返金するものとし、広告料金を予定表示回数で割り返して算出する。なお、荒天、災害などのやむを得ない事情の発生や広告主の都合により表示ができなかった場合は、表示ができなかった回数には含まない。

（2）実行委員会が特に認めた場合

（費用負担）

第11条 広告制作費や広告の事前試写、内容修正等の広告主の都合により発生した費用は、広告主が負担する。

（広告表示証明書）

第12条 実行委員会は、広告主から請求があるときは、広告表示証明書（別記様式4）を発行する。

(雑則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

- 1 料金は、表示期間、広告の長さに応じて 1 5 秒単位で算出する。
- 2 料金は、消費税及び地方消費税を除いた額である。
- 3 料金を計算する場合において、1 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。
- 4 本表に定めのない料金の取扱いについては、その都度条件等に応じて実行委員会が定める。
- 5 広告枠は最大で 5 分とする。
- 6 表示時間が 1 分以上の場合は 3 割引、2 分以上の場合は 4 割引とする。
- 7 土日・祝日とは、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）第十一条で定める日をいう。

【料金表】

上映 月	上映 回数 /日	1 週間（7 日）		1 か月		土日・祝日（1 日あたり）※	
		基本料金 （15 秒）	加算料金 （15 秒毎）	基本料金 （15 秒）	加算料金 （15 秒毎）	基本料金 （15 秒）	加算料金 （15 秒毎）
1 月	9 回	740,000 円	370,000 円	2,210,000 円	1,110,000 円	200,000 円	100,000 円
2 月	8 回	690,000 円	350,000 円	2,050,000 円	1,030,000 円	190,000 円	100,000 円
3 月	7 回	630,000 円	320,000 円	1,890,000 円	950,000 円	170,000 円	90,000 円
4 月	6 回	580,000 円	290,000 円	1,740,000 円	870,000 円	160,000 円	80,000 円
5 月	5 回	530,000 円	270,000 円	1,580,000 円	790,000 円	140,000 円	70,000 円
6 月	5 回						
7 月	5 回						
8 月	5 回						
9 月	7 回	630,000 円	320,000 円	1,890,000 円	950,000 円	170,000 円	90,000 円
10 月	8 回	690,000 円	350,000 円	2,050,000 円	1,030,000 円	190,000 円	100,000 円
11 月	9 回	740,000 円	370,000 円	2,210,000 円	1,110,000 円	200,000 円	100,000 円
12 月	9 回						

※申請は 4 日以上とする。

別記様式1（第5条関係）

年 月 日

東京プロジェクションマッピング実行委員会
委員長 殿

所在地
社 名
代表者
印

TOKYO Night & Light 広告表示許可申請書

標記の件について、TOKYO Night & Light 広告取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり広告の表示を申請する。

記

- 1 広告の種類
静止画 ・ 動画 （いずれかに○）
- 2 広告を表示する目的・内容
- 3 広告の長さ
（ ）分（ ）秒
- 4 希望表示期間
令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）
- 5 添付書類
(1) 会社案内
(2) 法人登記簿謄本の写し
(3) 営業に許可や登録が必要な業種については、それに係る許可書や証明書等
(4) その他必要な書類（広告する商品等の詳細がわかる資料など）
- 6 本申請についての連絡先等

担当部署名／担当者	
通知等送付先	（〒 - ）
電 話 番 号	
メールアドレス	

別記様式2（第6条関係）

年 月 日

（申請元） 殿

東京プロジェクションマッピング実行委員会
委員長 印

TOKYO Night & Light 広告表示許可書

令和 年 月 日付けで申請があった、TOKYO Night & Light 広告表示許可申請について、TOKYO Night & Light 広告取扱要綱第6条の規定により、下記のとおり広告の表示を許可する。

記

1 広告の種類

2 広告の長さ

3 表示期間

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

4 料金

別記様式3（第6条関係）

年 月 日

（申請元） 殿

東京プロジェクションマッピング実行委員会
委員長 印

TOKYO Night & Light 広告表示不許可書

令和 年 月 日付けで申請があった、TOKYO Night & Light 広告表示許可申請について、TOKYO Night & Light 広告取扱要綱第6条の規定により、広告の表示を不許可とする。

別記様式 4（第 1 2 条関係）

年 月 日

（申請元） 殿

東京プロジェクションマッピング実行委員会
委員長 印

TOKYO Night & Light 広告表示証明書

TOKYO Night & Light 広告取扱要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり広告の表示を行ったことを証明する。

記

1 広告の種類

2 広告の長さ

3 表示期間

令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）

4 その他